

群馬県食品安全審議会委員（消費分野）を公募します

本県では、平成 16 年度より、県の食品安全行政の諮問機関として、学識経験者、食品等事業者、法律・報道関係者、消費者など、食品に関わる様々な立場の委員から構成される群馬県食品安全審議会を設置しています。

このたび、県民の皆さんの幅広い意見等を県行政に反映させるため、消費分野の委員を公募します。食品の安全に関心があり、本県の食品安全施策について積極的に意見を述べていただける方の応募をお待ちしています。

- 1 募集人数 1 名
- 2 応募要件
次のすべてに該当する方とします。
 - (1) 令和 8 年 9 月 1 日現在で満 18 歳以上の県内在住の方
 - (2) 年に数回、平日に県庁で開催する審議会に出席できる方
 - (3) 群馬県の食品安全行政について日頃から関心があり、本県の食品安全施策について消費者の立場から建設的な意見や提言ができる方
- 3 任期 2 年間（令和 8 年 10 月 31 日～令和 10 年 10 月 30 日）
- 4 報酬等 審議会に出席した場合は、群馬県が定める報酬と旅費をお支払いします。
- 5 応募方法
「応募申込書」に必要事項を記入の上、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法により、提出してください。（※「応募申込書」は県ホームページからダウンロードできます。なお、提出していただいた応募書類は返却いたしません。）
- 6 応募期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 8 年 9 月 30 日（水）（必着）
- 7 選考方法 書類選考を行い、書類選考通過者を対象に面接審査を行い決定します。
（※面接審査のために来庁する際の費用は応募者本人の負担とします。）
- 8 決定通知 選考結果については、応募者本人あてに郵送で通知します。
- 9 その他 審議会は原則として公開で行い、議事録は県ホームページで公表されます。
応募申込書等の個人情報、選考の目的のみに使用します。
- 10 応募・問い合わせ先
群馬県健康福祉部食品・生活衛生課 食品安全推進室 安全推進・表示対策係
〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1
電話：027-226-2421（直通）
E-mail：shokuseika@pref.gunma.lg.jp